

横浜市新杉田地域ケアプラザ利用上の注意

1 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」と言います。）は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

2 主な一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間（月曜日～土曜日は9時から21時、日祝日は9時から17時まで）を遵守してください。18時～21時までは、原則前月12日までに施設貸出の事前利用申請があった場合のみ開館いたします。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が事務室へお声かけいただき、利用を開始してください。なお、ご利用開始時間からの入館にご協力をお願いいたします。館内ロビー等でのお待ち合わせはできませんので、来館時間のご調整をお願いいたします。
- (3) ご利用時間終了15分前までに活動を終了し、清掃・原状復帰を行ってください。ご利用時間終了5分前までにケアプラザ職員の確認を受けた上で退出してください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) ケアプラザ敷地内は、全館禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。
- (10) 多目的ホール及び、地域ケアルームは土足でのご利用をご遠慮頂いております。スリッパ・室内履きにお履き替えの上、ご利用下さい。（室内履きでのトイレのご利用は禁止です。）
- (11) 各部屋の定員は100%以内（多目的ホール50名、地域ケアルーム12名、ボランティアコーナー18名、調理室10名）となります。
- (12) 牌・碁石・駒の貸出はしておりません。必要な物品に関しましては、各自ご持参をお願いいたします。

3 車両での来所について

新杉田地域ケアプラザには、施設利用者対象の駐車場がございません。
可能な限り、公共交通機関でお越しください。

4 損害の賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

5 禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火気等危険物の持ち込み利用すること。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

1 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、謝金の有無にかかわらず、利用できません）

2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (3) 飲酒及び喫煙
- (4) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき
- (5) 危険や混乱が予測されるとき
- (6) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき

3 その他

- (1) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (2) 利用者から個人情報収集し、事前に同意を得ている目的以外のことに利用するおそれがあるとき。
- (3) 団体の二重登録とみなされるとき。
- (4) 利用者の安全対策が不十分なとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (7) 第三者への貸与及び施設貸出の権利の譲渡と認められるとき。
- (8) 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき。
- (9) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）第 2 条又はその他不当な人権侵害に該当する言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。

詳しくは、ケアプラザ職員にお問い合わせください。

